

小美玉市総合教育会議 概 要 版

平成 2 7 年 7 月

1 概要

教育に関する予算の編成・執行や条例の提案などを通じて教育行政に大きな役割を担っている首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議を設置する。

(1) 会議の位置付けと構成員

- 首長が、総合教育会議を設ける。 (法第1条の4第1項)
- 構成員は、首長及び教育委員会。 (法第1条の4第2項)
- 首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場。
(決定機関・諮問機関ではない)
- 首長が会議を招集する。 (法第1条の4第3項及び第4項)
 - ・ 教育委員会は、協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。
 - ・ 緊急の場合は、首長と教育長のみで会議をすることも可能であるが、教育委員会の意志決定がなされている場合や教育長に一任されている場合はその範囲内で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて首長と協議・調整を行う。
- 協議・調整し合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行する。
(法第1条の4第8項)

※法 … 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(2) 協議事項, 協議・調整事項

【調整とは …】

教育委員会権限の事務について、首長の権限に属する予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの事務との調和を図ること。

【協議とは …】

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるもの。

協議・調整すべき事項

- ① 大綱の策定に関する協議 (法第1条の4第1項)
 - ② 教育を行うための諸条件の整備, その他の地域の実情に応じた教育, 学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議 (法第1条の4第1項第1号)
 - ③ 児童, 生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ, 又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議 (法第1条の4第1項第2号)
- 上記①～③に関する構成員の事務の調整 (法第1条の4第1項)

協議題とすべきでない事項

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など, 政治的中立性の要請が高い事項。
- 日常の学校運営に関する些細な事項。

※ 首長又は教育委員会が, 特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行う。

- ・ 教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整する趣旨ではない。
- ・ 協議・調整の対象とすべきかどうかは, 当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断する。

具体的な例

法第 1 条の 4 第 1 項 1 号に該当すると想定される事項

- 学校等の施設の整備やその他教育条件の整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する首長と教育委員会が調整することが必要な事項。
- 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、首長と教育委員会の事務との連携が必要な事項。

法第 1 条の 4 第 1 項 2 号に該当すると想定される事項

- 「児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合。
 - ②通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。
- 「等の緊急の場合」に該当する事項
 - ①災害の発生により，生命又は身体の被害は発生していないが，校舎の倒壊などの災害が生じており，防災担当部局と連携する場合。
 - ②災害発生時の避難先での児童，生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある，福祉担当部局と連携する場合。
 - ③犯罪多発により，公立図書館等の社会教育施設でも，職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合。
 - ④いじめによる児童，生徒等の自殺が発生した場合のほか，いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条の重大事態の場合。

2 協議・調整の結果の尊重義務

- 構成員の事務の調整が行われた事項（首長及び教育委員会が合意した事項）は、当該構成員は調整結果を尊重する。 （法第1条の4第8項）
- 調整のついていない（首長と教育委員会の判断がわかれた）事項の執行については、**法第21条及び22条**に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び首長がそれぞれ判断する。

【参考】教育委員会と首長の職務分担・・・法第21条、第22条関係

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○公立学校の設置 ○教職員の人事・研修 ○児童生徒の入学，退学 ○学校の組織編制，教育課程 ◆生徒指導 <ul style="list-style-type: none"> ○教科書採択 ○校舎等の施設の整備 ◆社会教育に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○講座，集会の開設等社会教育事業の実施 ○公民館，図書館，博物館等の設置，管理 ◆文化財の保護に関すること ◆学校における体育に関すること
原則教育委員会が管理・執行するが，条例を制定すれば首長に移管できる事務	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○文化事業の実施 ○文化施設の設置管理 ◆スポーツに関すること <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ事業の実施 ○スポーツ施設の設置管理
首長	<ul style="list-style-type: none"> ◆大学に関すること ◆幼保連携型認定こども園に関すること ◆私立学校に関すること ◆教育財産の取得・処分 ◆契約の締結 ◆予算の執行

3 会議の公開と議事録の作成及び公表

- 会議は原則公開。

ただし、

- ・ いじめなどの個別事案における関係者の個人情報等を保護する場合
- ・ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定

など、意思決定前に情報を公開することで公益を害することが想定される場合は、非公開とすることができる。 (法第1条の4第6項)

- 首長は、議事録を作成し公表することに努める。

(法第1条の4第7項)

4 その他

- 総合教育会議の運営にあたり、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、首長が総合教育会議を設け招集することを鑑み、首長部局で行うことを原則とする。

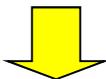
- 地方自治法の規定に基づき、自治体の実情に応じて総合教育会議に係る事務を、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能である。

- 協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。(法第1条の4第5項)

(大学教員・コミュニティースクールの学校運営協議会委員・PTA関係者・地元企業関係者を想定)

●運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定める。（法第1条の4第9項）

（性格及び法律でその設置，構成員等を規定）



設置条例 必要無し

運営に必用な条例，規則 必要無し

《運営に関し必要な事項を例規で定める際の留意点》

- ① 総合教育会議が定める事項（法律で定める事項以外の総合教育会議の運営に関し必要な事項） ※首長と教育委員会の合意で定めるもの。
- ② 首長の責任とされている事項（議事録の作成及び公表・総合教育会議の庶務） ※首長が定めるもの。

平成 27 年度小美玉市総合教育会議の方向性(案)

(1) 主宰

小美玉市長

(2) 構成員

小美玉市長・小美玉市教育委員会

(3) 招集

市長が、開催日時、場所、議題等をあらかじめ教育委員会に通知

(4) 会議の事務局

政策調整課（学校教育課が協力する）

(5) 会議は原則公開

個別事案内容により非公開部分あり

(6) 議事録

会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、ホームページ上で公表する。

(7) 年間スケジュール（案）

開催時期	協議題の例
7月	・（仮称）小美玉市総合教育会議運営要綱の策定協議 ・ 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の協議・採択
9月～10月	・ 教育に関する重要施策の方向性の協議（新年度予算施策など）
随時	・ 法第1条の4第1項2号に該当すると想定される事項（緊急の場合・いじめ問題など）